

認定審査の受理要件(2020年度適用)

2020年度の「認定審査の受理要件」については以下の通りとなります。

[認定審査の受理要件[2020年度適用]]

- 2020年度適用の「認定・審査の手順と方法」の「認定の対象」に記載された内容を満たしているプログラム（具体的には下記のチェック項目です）。
- この他、別に掲げる「認定申請にあたっての留意点」をお守りいただき、円滑な認定審査作業にご協力をお願いいたします。

[認定審査の受理要件[2020年度適用]]

『認定の対象』のチェック（「認定・審査の手順と方法」2.1.1ならびに2.1.2の確認）

[チェック 1]

プログラムは「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第5章、5.1に示される認定種別のいずれかに該当する学位プログラムですか？(2.1.1)

[チェック 2]

プログラムと教育課程の関係は以下のいずれかに該当しますか？(2.1.1(1)(a)～(d)、2.1.1(2)(a)～(c)、2.1.1(3))

(1) 学士課程プログラム

- (a) わが国の学校教育法第1条その他で定められる大学（以下、「大学」と呼ぶ。）における、4年間の修学期間を有し124単位以上の取得をもって卒業を認め、卒業生に学士号を授与し、プログラム修了生とする教育課程。
- (b) わが国の省庁が設置する、又は独立行政法人が運営する大学校（以下「大学校」と呼ぶ。）における、4年間の修学期間を有し、かつ、大学における124単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、独立行政法人大学評価・学位授与機構より学校教育法第104条第4項第2号、学位規則第6条第2項に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。

※ 2019年12月現在以下の大学校が対象

(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/ninteisisetsu/index.html) :

防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、
気象大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校

- (c) わが国の学校教育法第1条その他で定められる短期大学又は高等専門学校（以下、「高専等」と呼ぶ。）における、大学1、2年生相当の2年間と、当該高専等が設置する専攻科における2年間の合計4年間の修学期間を有し、大学における124単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構より学校教育法第104条第4項第1号，学位規則第6条第1項に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。
- (d) (a)、(b)又は(c)に準拠し、かつ、JABEEが認める教育課程。（本項目に該当すると判断されるプログラムは申請前にJABEE事務局にお問い合わせください。）

(2) 修士課程プログラム

- (a) わが国の学校教育法第97条その他で定められる大学院における修士課程を有し、卒業生に修士号を授与し、プログラム修了生とする教育課程。
- (b) わが国の省庁が設置する、又は独立行政法人が運営する大学校における修士課程を有し、独立行政法人大学評価・学位授与機構より学校教育法第104条第4項第2号，学位規則第6条第2項に基づき修士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。
- (c) (a)又は(b)に準拠し、かつ、JABEEが認める教育課程。（本項目に該当すると判断されるプログラムは申請前にJABEE事務局にお問い合わせください。）

(3) 学士課程・修士課程連続プログラム

- (a) (1)(a)及び(2)(a)で構成される教育課程。
- (b) (a)に準拠し、かつ、JABEEが認める教育課程
- 本項目に該当して2020年度の認定の対象となるのは、「建築系学士修士課程」認定種別のみです。

[チェック 3]

プログラムは以下を満たしていますか？(2.1.2)

- (1) プログラムは、同一教育機関内の他のプログラムと明確に区別できる、日本語の公表されている名称をもたなければならない。
- (2) プログラム運営組織は、当該プログラムの履修生及び修了生とそれ以外の学生を明確に区別できるよう、名簿による管理を行っていないなければならない。